

I 策定の背景

1 生物多様性とは

あきる野市には、鳥やけもの、虫、魚、草、木などのたくさんの動物や植物が生息・生育しています。また、市域の約6割を占める森林のほか、秋川や平井川などの河川、横沢入などの里山、地産地消型農業を展開する農地、街なかの緑など、様々なタイプの自然環境が存在しています。

多様な生きものは、それぞれの生息・生育に適した場所に暮らし、本市の豊かな自然環境の中で、「食うー食われる」の関係でつながっています。また、この他にも、生きものは「共生」や「寄生」といった関係を持つことが知られています。

このように、多様な生きものが互いに関係しながら、暮らしていることを「生物多様性」といいます。

本市は、全国的にみても希少となる多様な生きものが生息・生育するまちであり、豊かな生物多様性は、本市の特長の一つとして認識されるようになってきました。

2 これまでの歩み

市では、豊かな生物多様性の保全と活用に向け、平成26年に「生物多様性あきる野戦略」（以下「あきる野戦略」という。）を策定し、生物多様性の保全に取り組むとともに、平成29年には、本市の希少野生動植物種を将来に残していけるよう「あきる野市生物多様性保全条例」（以下「保全条例」という。）を制定し、更なる生物多様性の保全に取り組んでいます。

一方、かねてから推進している「あきる野市郷土の恵みの森構想」（以下「恵みの森構想」という。）に基づく、郷土の恵みの森づくりなどについては、あきる野戦略の策定に伴い、多様な主体の連携による森づくりなどといった生物多様性の保全と活用に関する取組（生物多様性地域連携保全活動）として位置付けています。

(1) 「生物多様性あきる野戦略」とは

本市は、豊かな自然環境の中で、多様な生きものが息づいているまちです。また、こうした環境や生きもの達のつながり（生物多様性）がもたらす恵みは、私たち人間が生きていく上で必要不可欠なものです。

あきる野戦略は、本市の豊かな自然と生物多様性を将来の世代に贈り届けられるよう、生物多様性の保全と活用の方向性を示しています。

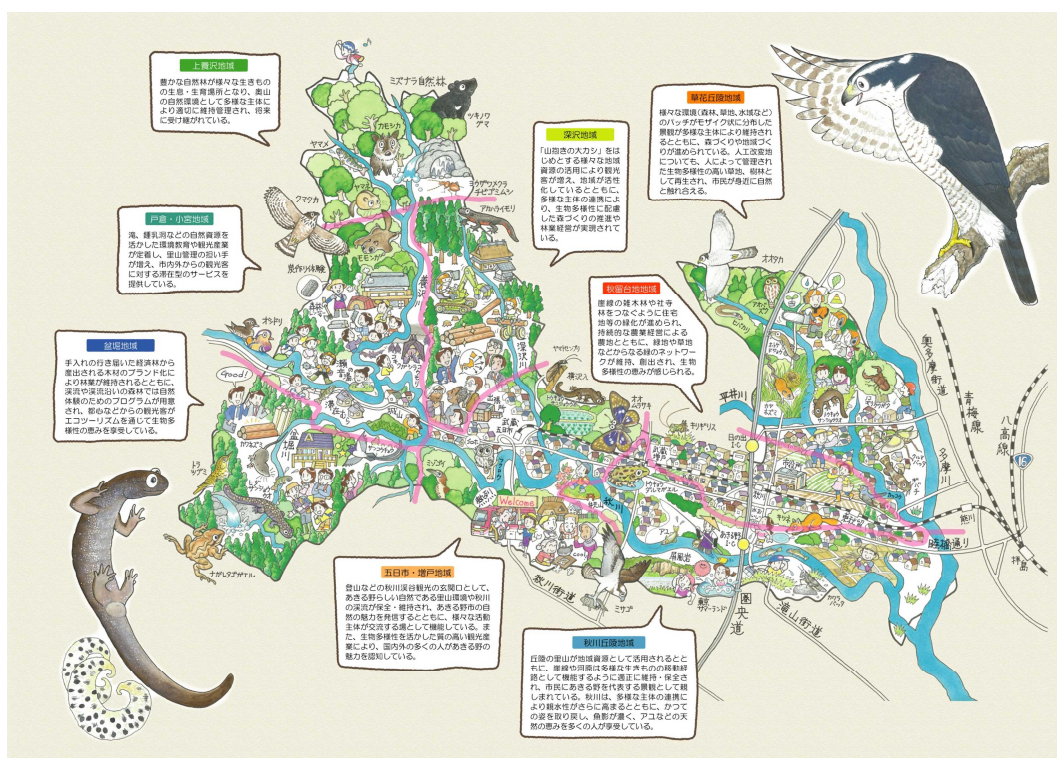


図1 生物多様性あきる野戦略が目指す望ましい姿

生物多様性を将来に引き継いでいくためには、生物多様性やその恵みを正しく理解することが重要です。

また、生物多様性の保全の取組により、本市の豊かな生物多様性の維持・向上を図り、エコツーリズムをはじめとする観光に活用するなど、保全と活用の循環を創出し、地域活性化を進めることで、継続的な取組とする必要があります。

さらに、生物多様性の恵みは、日常生活や事業活動、観光などの様々な場面で享受されるものであることから、恵みを享受する全ての主体が連携して生物多様性の取組を進めていくことが求められます。

「生物多様性あきる野戦略」のポイント

＜基本理念＞

- 1 生物多様性や生物多様性の恵みを理解し、保全と活用の循環により、生物多様性の維持・向上と地域活性化を図ります。
- 2 生物多様性の取組は、本市の生物多様性の恵みを享受する全ての主体が連携して進めます。
- 3 豊かな自然と、その中で育まれてきた生活を、可能な限り良い形で将来の世代に継承します。

＜目的＞

- 1 望ましい姿の共有
- 2 施策の基本方針の明示
- 3 施策を進めるための仕組みの構築
- 4 各種取組の位置付け

＜望ましい姿＞

「美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、
その恵みを大切にしながら、みんなで守り育て伝えていくまち」

＜ポイントとなる5つの取組＞

- 1 (仮称)生物多様性保全条例の制定
- 2 あきる野市版レッドリストの作成
- 3 カントリーコードの設定
- 4 (仮称)あきる野生きもの会議の設置
- 5 実施計画の策定

※ ここでは、あきる野戦略の策定当時の表記をそのまま用いていますが、既に次の3つの取組が完了しています。

- ・ 生物多様性保全条例の制定（平成29年9月）
- ・ あきる野市生きもの会議の設置（平成28年3月）
- ・ あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画の策定（平成28年3月）。

なお、あきる野市版レッドリストについては、哺乳類（平成30年6月）、両生類・爬虫類（平成31年3月）、鳥類（令和2年9月）の作成が完了しています。

(2) 「あきる野市郷土の恵みの森構想」とは

本市の西部を中心に広がる森林は、市域の約6割を占めています。かつては、木材供給で得た収益などの様々な潤いをもたらし、地域の発展に寄与してきましたが、高度経済成長期以降、林業を取り巻く環境や生活スタイルの大きな変化により、人と森との関わりが希薄になるとともに、森の荒廃が懸念されるようになりました。このままでは、永きにわたり受け継がれてきた大切な財産である森とその豊かな恵みが失われてしまうかもしれません。

そこで、市域の森を、市民はもちろん市外の人や将来世代とも共有するみんなの「共通の財産」として捉え直し、様々な角度から森の保全と活用を図る「人と森との新たな共生の姿」を創出するため、「恵みの森構想」を策定しました。

この構想では、市が目指す「環境都市あきる野」の実現に向け、10年後、50年後、100年後の将来を見据えた森づくりのあり方とその方向性が示されています。

(3) 環境保全の必要性のPR

昭和6年に本市の草花丘陵で発見されたトウキョウサンショウウオは、現在もあきる野の里山で生息しており、本市の豊かな自然環境を象徴する生きものとなっています。このため、トウキョウサンショウウオの保全に向け、森林レンジャーによる生態調査を実施し、生息場所の把握と保護に取り組んできました。

平成23年5月には、環境保全の必要性を広くPRするため、このトウキョウサンショウウオをモデルとしたキャラクター「森っこサンちゃん」が誕生しました。「森っこサンちゃん」は、着ぐるみ化され、様々なイベントで活躍するとともに、そのデザインが事業者による商品開発等に使用されるなど、幅広く活用しています。



森っこサンちゃん

図2 森っこサンちゃん

3 あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画

生物多様性の保全や活用の取組を着実に進めていくためには、多様な主体の参画が不可欠であることから、あきる野戦略の実施計画として、平成28年3月に「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

この度、本計画の計画期間が満了するため、必要な見直しを行いました。

※ 地域連携保全活動と地域連携保全活動計画とは

「地域連携保全活動」とは、地域の自然的・社会的条件に応じ、多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性を保全するための活動のことです。また、「有機的に連携して」とは、地域で活動を行う多様な主体が相互に連絡を取り合い、知識や経験を共有し、各主体が適切な役割分担の下で、共通の目標に向けた活動を一体的に行うことを意味しています。

地域連携保全活動を計画として取りまとめる場合には、①計画区域、②計画目標、③活動の実施主体・実施場所・実施時期・実施方法等を具体的に定める必要があります。

なお、こうした考え方は、平成22年に制定された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（生物多様性地域連携促進法）に基づくものです。